千葉市都市公園内占用許可に関する取扱要綱

（目的）

第１条　この要綱は、本市の都市公園における占用許可に関し必要な事項を定めることにより、本市の都市公園の適正な管理を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）法　都市公園法（昭和３１年法律第７９号）をいう。

（２）条例　千葉市都市公園条例（昭和３４年千葉市条例第２０号）をいう。

（３）規則　千葉市都市公園条例施行規則（昭和３４年千葉市規則第４号）をいう。

（４）占用許可　法第６条に規定する次号に係る許可をいう。

（５）占用物件　法第７条に規定する工作物、物件又は施設をいう。ただし、法第７条第１項第６号に係るものを除く。

（６）占用料　条例第１６条第３項に規定する占用料をいう。

（許可方針）

第３条　占用物件ごとの許可方針は別表１のとおりとする。

（受付期間等）

第４条　占用許可申請に係る受付期間は、占用を開始しようとする日（以下「占用開始日」という。）の２月前における占用開始日に応当する日（応当する日がない場合には、占用開始日の属する月の前々月の末日又は応当する日が休日の場合には、その直前の休日でない日）から占用開始日の７日前までとし、受付時間は、午前９時から午後５時までとする。

（指定管理者との調整）

第５条　条例別表第３の２の公園については、占用許可申請の内容について、申請者が施設管理者である指定管理者と調整済みであることを確認し、申請書を受理するものとする。

（減免方針）

第６条　規則第１３条第１項第３号に規定する「市長が特に必要があると認める場合」とは、主に以下の場合をいう。

（１）本市のほか、国、ほかの地方公共団体が占用する場合

（２）自治会，町内会，子供会，婦人会，老人会，ボーイスカウト，ガールスカウト等が防犯等公益のために公園を占用する場

（３）その他、公益性・公共性があり、本市事業との関連が認められる場合

２　前項および規則第１３条第１項第１号及び第２号の場合における占用料については、原則全額免除とする。ただし、内容や減免すべき要素を考慮し、減免の有無や減免額を決定する。

（防犯カメラの許可条件）

第７条　防犯カメラの占用においては、以下の条件を満たすものとする。

（１）「千葉市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン（平成２６年３月策定）」に基づき占用許可申請者が適切に管理すること。

（２）電気料金は、全額占用許可申請者が負担し、電力会社に直接支払うこと。

附　則

この要綱は、令和５年３月２７日から施行する。

別表１

占用物件		許可方針
電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの	電柱・電話柱	・CATV 等が自社柱を建柱する場合は、電源供給装置を架ける場合も含めて、電話柱の区分で許可をする。 ・許可した電柱、電話柱に係る架空線については占用料徴収の対象ではない（架空線も含めて占用料を算定しているため。）（※別図１参照）。
	支柱、支線及び支線柱	・電柱・電話柱１本につき複数の支柱、支線及び支線柱がある場合はすべてに対して占用料を徴収する。
	架空線（共架電線類）	・すべての共架電線に対して占用料を徴収する（※）。
	架空線（その他のもの）	・電柱、電話柱等が公園外にあり、これに係る架空線が公園上空を通過する場合は、１本ごとに本区分で徴収する（※）。
	変圧塔、鉄塔その他これらに類するもの	・ＰＨＳ無線基地局は本区分で許可をする（取扱詳細は平成７年５月 30 日建設省都公緑発第 70 号参照のこと）。
	その他のもの	・例として、配電塔、分岐装置、ハンドホール、パンザマスト、変圧器、防災広報無線、車両感知器、浸水警報装置、防犯灯、防犯カメラ柱、光アクセス装置（ＲＴ－ＢＯＸ）が挙げられる。

		・占用許可期間は、占用物件の耐用年数を超えない年数を目安として決定する（例：防犯灯は最大１０年、防犯カメラは最大５年）。
水道管、下水道管、ガス管、地下ケーブルその他これらに類するもの		・ボックスが埋設される場合は、長径を管径に置き換え算定する。
通路、鉄道、軌道、公共駐車場、防火貯水槽その他これらに類する施設で地下に設けられるもの		・蓄電池、国土交通省令で定める水道施設、下水道施設、河川管理施設及び変電所で地下に設けられるものは本区分で許可をする。
郵便差出箱及び信書便差出箱		
公衆電話所		
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しを行う際に掲出する広告物		・蘇我球技場のピッチに設置する仮設広告及び蘇我球技場の周辺に設置する幟は本区分で許可をする。 ・占用料は行政財産目的外使用許可に基づき算出する。
標識		・道路標識ほか、バス停、避難場所表示板等に適用する。 ・占用電柱への看板設置は占用者が申請する。
工事用施設及び工事用材料置場		
保育所その他の社会福祉施設		

その他の物件又は施設	・法施行令で定める上記以外及びその他公園の占用がやむを得ないと認められる物件が含まれる。 ・その他公園の占用がやむを得ないと認められる物件の例として、掲示板、標語看板、案内看板、撮影器材、送電線注意喚起のための防護ゲート、マンション改修工事に伴う車等の一時避難場所が挙げられる。 ・その他公園の占用がやむを得ないと認められる物件の占用許可期間は、占用が必要な最小限度の期間とする。

別図１

電柱・電線の解釈
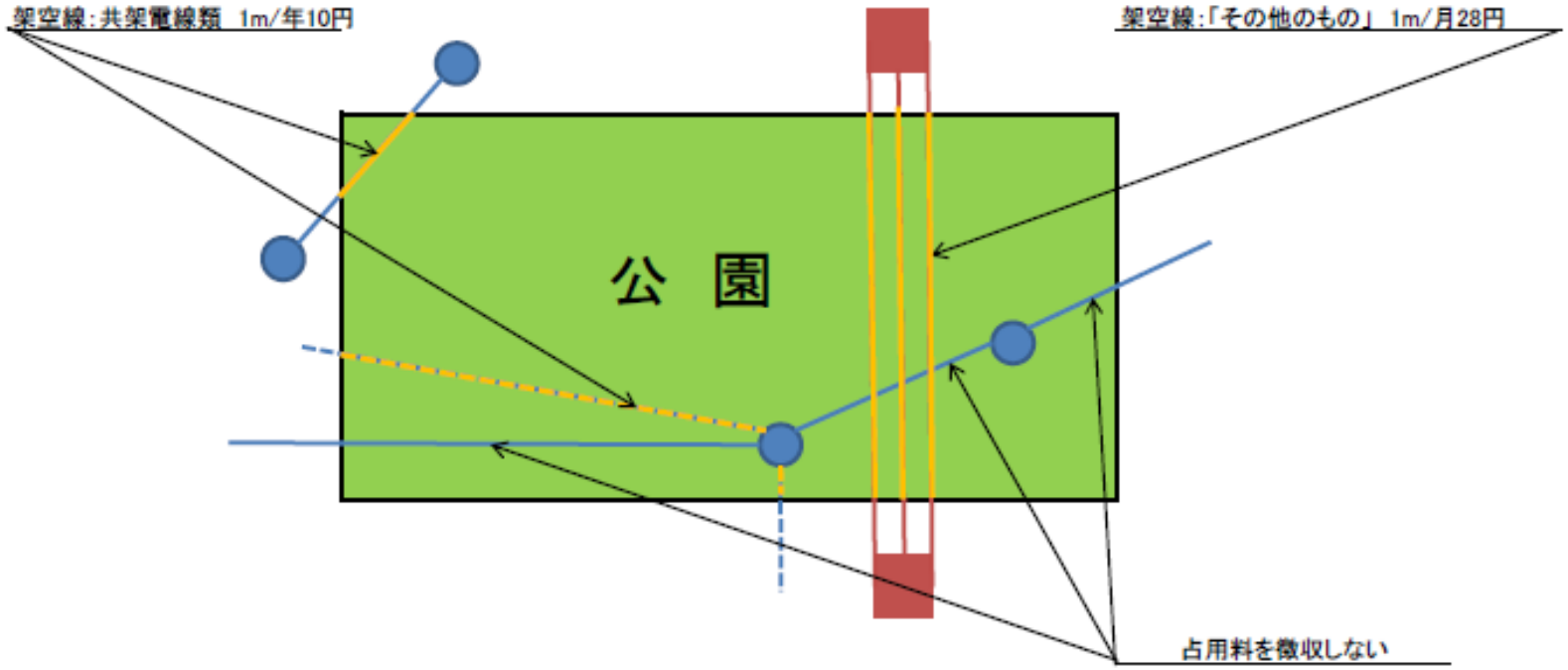
・公園内を占用している電柱の電線は電柱と一体のものとして許可をしているので、電線に対しては占用料を徴収しない。
・「共架電線類」とは、道路占用料条例の「共架電線その他上空に設ける線類」に準じ、
共架電線（都市公園条例別表第６備考３のとおり）と公園外の電柱等に敷設され公園上空
を通過する線類（高圧送電線を除く）を指し、1本ごとに徴収する。
・「架空線−その他のもの−」とは、主に高圧送電線を指し、1本ごとに徴収をする。